

育児休業制度等に関するご案内

ママになる従業員向け

新たにお子様を迎える事となった従業員に安心して妊娠・出産・育児をしていただくために、妊娠・出産・育児に関する制度についてご案内します。

I 子育てに関する制度



1. 妊娠中に利用できる制度

(1) 通院休暇

妊娠中または産後1年以内の方は、保健指導または健康診査（産科に関する診察や検査等）を受けるために以下の通院休暇を取得することができます。

時 期		回 数	
妊娠中	妊娠 23 週まで	4 週間に 1 回	※医師等が左記と異なる指示をしたときは、その指示による回数
	妊娠 24 週から 35 週まで	2 週間に 1 回	
	妊娠 36 週から出産まで	1 週間に 1 回	
出産後 1 年以内		医師等の指示があった場合は、その指示の都度	

※休暇を取得した日は無給となります。自身で保有する年次有給休暇を使用する事もできますので、相談してください。

(2) 妊娠中の勤務に関する措置

保健指導または健康診査に基づき医師等から指導を受けた場合、必要な措置を講じます。

① 妊娠中の通勤緩和

ア. 通勤ラッシュ時を避けるための時差出勤

イ. 勤務時間の短縮

ウ. 交通手段や通勤経路の変更等

② 妊娠中の休憩時間に関する措置

ア. 休憩時間の延長

イ. 休憩回数の増加

ウ. 休憩時間帯の変更等

③ 妊娠中または出産後1年の症状等に対応する措置

ア. 重い物を扱う業務

イ. 長時間歩く、全身を使う、階段の昇降を伴う業務

ウ. 休業（妊娠悪阻、切迫流産、産後うつ等）

エ. 作業環境の変更

※休憩の延長や時間短縮等により勤務時間が減った分については無給となります。

2.産前産後休業

出産予定日前 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週）からの期間は申し出により産前休業が取得できます。また、出産日後 8 週間の期間は、原則として産後休業となります。

3.育児休業

※育児休業開始前 1 か月前までに申し出てください

(1) 1 歳までの育児休業

1 歳に満たない子を養育する従業員は、育児休業を取得する事ができます。（入社 1 年未満、所定労働日数週 2 日以下の労働者除く）

育児休業は、産後 8 週経過後から 1 歳に達する日（子の誕生日前日）までの間で希望する期間を取得する事ができます。

令和 4 年 10 月 1 日以降は、子が 1 歳に到達するまでの間で 2 回に分割して取得する事ができるようになります。（1 回復帰しても再度育児休業を取得する事ができます。）

(2) パパ・ママ育休プラス制度

両親ともに育児休業を取得する場合で、一定の要件を満たす場合には、子が 1 歳に 2 か月に達する日までの間で最長 1 年間、育児休業を取得する事ができます。

「要件」



- ①配偶者（パパ）が、子が 1 歳に達する日以前に育児休業を取得していること
- ②ママ本人の育児休業開始予定日が、子の 1 歳の誕生日以前であること
- ③ママ本人の育児休業開始予定日は、パパがしている育児休業の初日以降であること

パパ・ママ育休プラス制度を利用して育児休業の取得希望する場合には、配偶者（パパ）の育児休業取得に関する書類の準備が必要になりますので、事前に相談してください。

(3) 育児休業の延長

子が 1 歳に達する日（誕生日の前日）、上記（2）のパパ・ママ育休プラス制度を利用している従業員は 1 歳 2 か月に達する日において、保育所に入れない等の事情がある場合には、1 歳から 1 歳 6 カ月まで育児休業を延長する事ができます。

さらに、1 歳 6 カ月に達する日においても保育所に入れない等の事情がある場合は、最大 2 歳まで延長することができます。

4.相談窓口

制度に関する申し出および相談については、下記担当者にご連絡ください。

担当窓口：総務部管理者

電話番号：0562-85-7475



II 休業等に関する社会保険・雇用保険の給付

1. 出産育児一時金

本人または健康保険の被扶養者である配偶者が出産した場合、健康保険より出産一時金（50万円）が支給されます。出産育児一時金は、出産する病院が健康保険より直接給付金を受け取り、出産費用に充てる「直接支払制度」でのやり取りがほとんどです。本人が直接給付金を受け取る事はまずありません。詳しくは、出産される医療機関に相談してください。



2. 出産手当金

出産予定日前 6 週間から産後 8 週間の期間のうち休業した期間について、健康保険の所得補償の給付である出産手当金が支給されます。対象となる方には、休業前におおよその受給予定額等ご案内いたします。

3. 育児休業給付金

育児休業期間中、受給資格を満たしている方（原則育児休業開始前までの 2 年の間に、11 日以上出勤した月が 12 カ月以上ある方）については、雇用保険より育児休業給付金が本人の口座に原則 2 カ月に 1 回支給されます。支給額は休業開始日から 180 日間は休業前賃金の 67%、181 日以降は 50%です。

対象者には、休業前におおよその受給予定額およびご準備いただく書類等の詳細をお渡しします。

育児休業給付金は、支給単位期間（1 か月）に 10 日（10 日を超える場合は 80 時間）を超える日数または時間について就業した場合は支給されません。また、就業して受けた賃金の額によって、給付額が減額または支給されない場合があります。育児休業中の勤務については必ず会社に相談してください。

III 休業中の社会保険料等

1. 健康保険・厚生年金保険料

産前産後の休業期間および育児休業期間中は、健康保険料・厚生年金保険料は免除されます。

2. 雇用保険料

雇用保険料に免除制度はありません。当該月に支払われた賃金がなければ保険料の支払いはありません。



※産前産後休業、育児休業の取得を希望する従業員には、休業前に、対象となる各給付金の受給予定額や、会社に提出する書類についての詳細をお渡しします。

意向確認書

私の育児休業制度等の取得意向については以下のとおりです

※該当事項にチェック

- 育児休業を取得予定
- 育児休業を取得する予定はない
- 検討中



意向確認書は令和 年 月 日までに本部へ提出してください。

提出日 ： 令和 年 月 日

所 属 ：

氏 名 ：